

関東地方整備局における業務継続の取り組み

国土交通省関東地方整備局 正会員 ○川村 俊一
国土交通省関東地方整備局 武藤 健治

大規模災害時等における民間企業の事業継続や行政機関の業務継続の重要性が国内外で認識されてきている。本稿では、業務継続の取り組みとして策定した関東地方整備局の業務継続計画（BCP）について、その概要を紹介する。

1. はじめに

近年、民間企業を中心に、災害や重大事故で被害を受けても重要業務が中断しない、あるいは中断しても可能な限り短い期間で業務を再開するために事業継続計画（BCP）の策定が進められている。

国土交通省においても、2006年6月に『国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱』を発表し、事業継続計画（BCP）について取り組んでいくことが決定された。

関東地方整備局では、想定する当面のリスクを中央防災会議で想定されている首都直下地震としてBCPの策定に取り組んできており、この3月に『関東地方整備局業務継続計画』暫定版（以下「関東地整BCP」という）をとりまとめた。

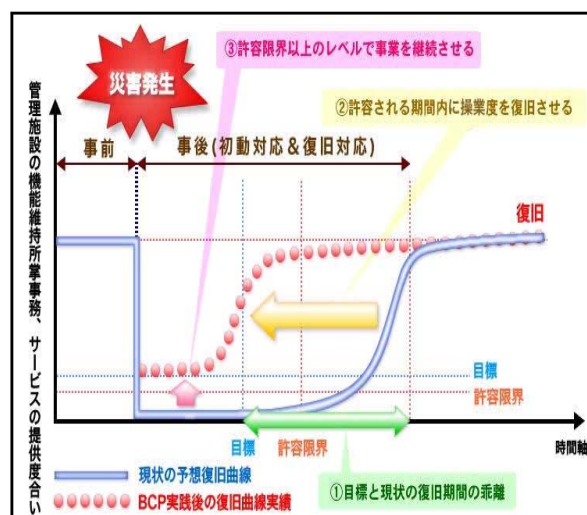


図1 BCPの概念図

2. 関東地方整備局の重要業務

関東地方整備局は、関東1都8県の道路、河川、港湾、空港、公園といった日常の暮らしや社会経済活動に不可欠なインフラの整備・管理を担当している。このため、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、国土交通本省の役割が「首都中枢機能継続性の確保」の観点から行う政府本部活動との連携や全国規模のオペレーションが中心であるのに対し、関東地方整備局の役割は被災した所管施設の早期復旧であり、特に緊急輸送のための交通の確保は、人員や緊急物資の供給等のため不可欠な活動で、様々な災害応急対策の基礎となる極めて重要な活動である。

3. 業務継続のための事前準備

災害等における想定リスクに対して、参集可能人員や災害対応業務を遂行するうえで必要な電力、通信、情報システム、什器備品、備蓄食料など、ヒト・モノ・情報がどれだけ確保できるのか、どれだけ機能するのかを事前にチェックし、不足している部分については、早急に対応することとしている。また予算上の制約などから早急に対応できない部分については課題として整理し、計画的に改善していくように定めている。

また、実際に災害復旧作業を担う建設会社（維持工事の契約会社、災害協定会社）を中心とした民間企業についても、今後BCPの策定を促進させるとともに、関東地整BCPと連携を図っていく。

4. 震後の行動計画

首都直下地震時には、都心部では被災を受けることから職員の参集や建設会社による災害対策活動が十分期待できないことが想定され、また情報連絡も途絶する可能性が大きい。このため、地震発生と同時に誰からも命令されることなく、自動的に組織が動きだせるようルールを定めている。具体的には、東京23区内

キーワード BCP, Business Continuity Plan, 事業継続計画, 危機管理

連絡先 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 関東地方整備局 企画部 防災課 TEL048-600-1333

で震度6弱以上を観測した場合を首都直下地震と規定し、「首都直下地震非常体制」をとって決められた行動を開始するようにしている。

また、災害対策業務ごとに時間的な目標を定めており、現時点で目標内に対策が出来ない業務については課題を整理し、計画的に対策していくこととしている。計画の目標は、1日以内、3日以内、7日以内、30日以内の4段階とし、その業務の重要性や緊急性を考慮して設定している。

5. 緊急輸送のための交通の確保

中央防災会議において決定された『首都直下地震応急対策活動要領』では、国土交通省の重要な役割として緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動が示されており、関東地方整備局ではそのうちの緊急輸送ルートの確保といった重責を担っている。

首都直下地震対策大綱では、緊急輸送道路のうち特に重要な区間については1日以内に緊急輸送車両等の通行機能の確保が求められており、これを基に関東地整BCPでも首都機能の継続性を確保するために特に重要な区間については1日以内に、さらに管理する国道すべての区間を3日以内に道路啓開することを目標として定めた。

この目標に向かって関東地整BCPでは、都内の事務所が甚大な被害を受けることを想定し、被害が軽微と想定される近郊の事務所から、通常の間管理区間を越え、自動的に都内に向かって点検・道路啓開作業を実施するといった今までにない仕組みを構築している。

ただし、上記の目標内に道路啓開をするためには、いくつかの大きな課題があり、今後の対策が急務となっているものもある。その一つが、指揮・命令者から末端作業員までの確実な連絡体制の構築である。首都直下地震時には、まず携帯電話は使用不可能もしくは大幅な使用制限がかかることが予想され、道路啓開作業を行う建設会社への連絡、また建設会社は作業員への連絡が途絶してしまう可能性が大である。建設会社（維持工事の契約会社、災害協力会社）でも早急にBCPを策定し、確実な連絡体制を構築することが求められる。

また、道路上に放置された車両の移動・撤去や散乱した震災ガレキの仮置き場の確保、道路啓開後の交通規制なども大きな課題であり、これについては今後関係する都県防災部局や警察とも十分な調整が必要である。

6. 今後の取り組み

今後は、国土交通本省BCPとも整合を図っていく必要がある。関東地整BCPの策定は、単なる計画書作りではなく、災害時における危機管理態勢の構築が目的である。そのためには、自治体や関係機関、建設会社との連携が重要であるとともに、訓練等を重ねて実際に動ける組織作りが必要である。今後も検討が必要な課題の対応とあわせて、PDCAサイクルにより継続的にブラッシュアップさせていくこととしている。

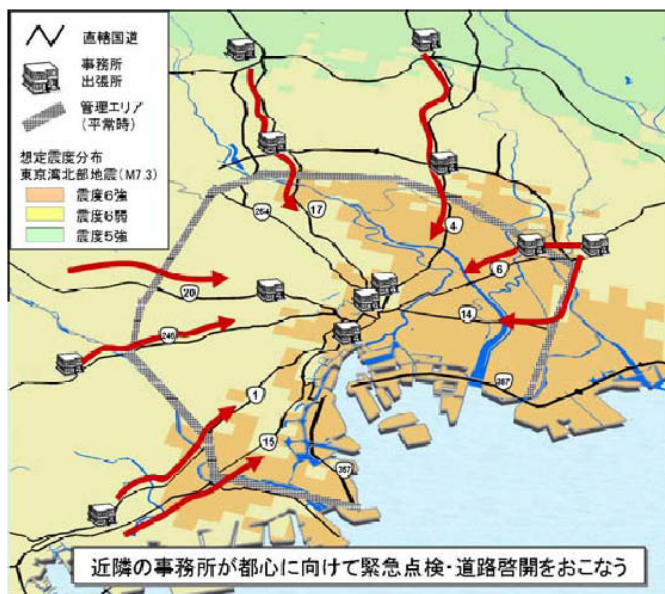


図2 管理区間を越えた道路啓開イメージ

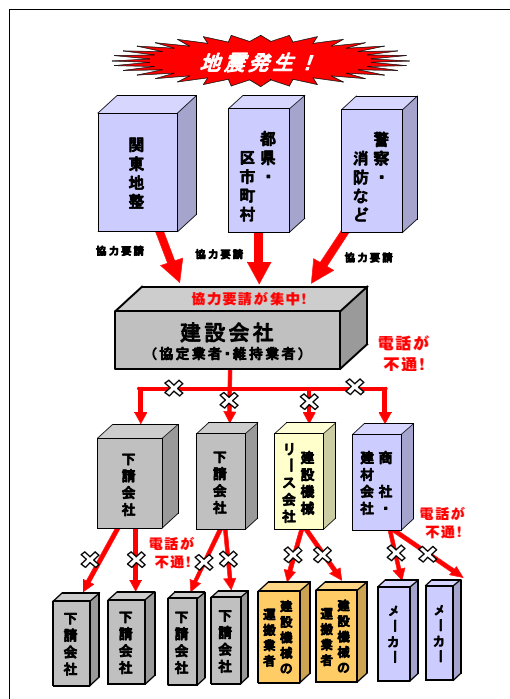


図3 連絡システムの課題